婚　姻　届

受理 令和　年　月　日 第　号	発送 令和　年　月　日
送付 令和　年　月　日 第　号	長印

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

午前・午後　：　受領

令和　年　月　日届出

長様

夫の印

妻の印

		夫になる人	妻になる人
(1)	(よみかた) 氏名	氏　名	氏　名
	生年月日	年　月　日	年　月　日
(2)	住所（住民登録をしているところ）	番地 番　号 (方書) 世帯主の氏名	番地 番　号 (方書) 世帯主の氏名
(3)	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	番地 番 筆頭者の氏名	番地 番 筆頭者の氏名
	父母の氏名 父母との続き柄（他の養父母はその他の欄に書いてください）	父 母 続き柄 男	父 母 続き柄 女
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	□夫の氏 □妻の氏 新本籍（左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 番地 番	
(5)	同居を始めたとき	年　月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）	
(6)	初婚・再婚の別	□初婚 再婚（□死別 □離別 年 月 日）	□初婚 再婚（□死別 □離別 年 月 日）
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から９９人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） 夫 妻 4.３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） 夫 妻 5.１から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6.仕事をしている者のいない世帯	
(8)	夫妻の職業	（国勢調査の年…令和　年の４月１日から翌年３月３１日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業	妻の職業
	その他		
	届出人署名押印	夫　印	妻　印

事件簿番号	

記載する正字	告知の方法	告知の相手方	告知年月日
	□口頭□文書		年　月　日

住所を定めた年月日	
夫	年　月　日
妻	年　月　日

夫　免・パ・住・個・その他（　）	通知 有・無	不受理 有・無
妻　免・パ・住・個・その他（　）	通知 有・無	不受理 有・無

連絡先	電話　－　－ 自宅 ・ 勤務先 ・ 携帯

記入の注意

消せるボールペンは使わないでください。

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。（この場合、宿直等で扱うので、前日までに戸籍担当係で下調べをしておいてください。）

届書は、１通でさしつかえありません。

証人		
署名 押印	印	印
生年月日	年　月　日	年　月　日
住所	番地 番　号 (方書)	番地 番　号 (方書)
本籍	番地 番	番地 番

※注　証人は成年に達している人（家族・親戚・知人・友人等）の署名捺印・生年月日、住所及び本籍を記入してもらってください。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

－住民異動届について－

婚姻と合わせて、住所や世帯主が変わる方は、婚姻届とは別に住民異動届の手続きが必要となります。

婚姻届と同時に住民異動届を出すときは、住所欄に新住所、新世帯主を記入してください。

市外から転入の方は、旧住所地の市区町村からの転出証明書をご持参ください。

なお、閉庁日（土・日曜日・祝日等）や時間外は住民異動届の受付はできませんので後

- **署名は必ず本人が自署してください。**
- **届出のとき持参するもの**

① 夫・妻の印鑑（印は各自別々の印を押してください。なお、スタンプ印は使用しないでください）

② 身分証明書（運転免許証、パスポート等顔写真のある官公署発行のもの）

なお、顔写真つきの身分証明書をお持ちでなく、本人確認ができなかった方につきましては、後日届出があったことを、郵送でご連絡します。